

加東市 形態制限一覧(2018年4月1日時点)

(注意)この表は2018年4月に作成したものです。最新の情報は都市政策課で確認してください。

項目		用途地域										用途地域の指定のない区域 (調整・非線引き)
		1低専	1中高	2中高	1住居	2住居	準住居	近商	準工	工業	工専	
建築物の高さの限度(m)		10										
外壁の後退距離(m)		1										
防火地域等 (防火・準防火地域の指定はなし)		法22条指定区域										
斜線制限	道路斜線	適用距離(m)	20	20			20			20		
		勾配	1.25	1.25			1.5			1.5		
	隣地斜線	立上がり(m)		20			31			20		
		勾配		1.25			2.5			1.25		
	北側斜線	立上がり(m)	5	10								
		勾配	1.25									
日影規制	制限を受ける建築物		7m<軒高 又は 3階≦地上階数	10m<建築物高さ					10m<建築物高さ			
	水平距離	5m<L≦10m	4h以上	容150%は3h以上 容200%は4h以上	4h以上	5h以上				4h以上		
		10m<L	2.5h以上	容150%は2h以上 容200%は2.5h以上	2.5h以上	3h以上				2.5h以上		
	平均地盤面からの高さ(m)		1.5	4	4	4				4		

↑
県条例により加東市は適用なし

※特別指定区域、地区計画、建築協定等の区域内では、制限が異なる場合がありますので別途ご確認ください。